

中心市街地拠点整備基本計画 概要版

少子高齢社会の進行に伴い、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が健康で生きがいをもって生活できる社会への期待が高まっています。市民要望で上位にあがっている「健康で安心して暮らせるまち」を実現するため、健康づくりの支援と市民の生涯にわたる学習ニーズに応える学習環境づくりが求められています。

また、JR安城駅を中心とする中心市街地における、まちなぎわい、活気が失われてきました。

このような社会情勢の変化を考慮するとともに、平成 19 年度に市民代表等で構成された中心市街地拠点整備構想策定懇話会からの提言の趣旨を尊重し、中心市街地活性化用地(更生病院跡地)に、コンセプトを「地域力を育む健康と学びの拠点」とした拠点施設を整備する『中心市街地拠点整備基本構想』を策定しました。さらに、平成 20 年度には、基本構想を具体化するため、『中心市街地拠点整備基本計画(素案)』を策定しました。

平成 21 年度は、前年度に策定した基本計画素案について、各方面の意見聴取を行い、いただいた意見を基に『中心市街地拠点整備基本計画(案)』を策定後、パブリックコメントを実施し、中心市街地拠点整備基本計画を決定しました。



拠点整備計画の経緯

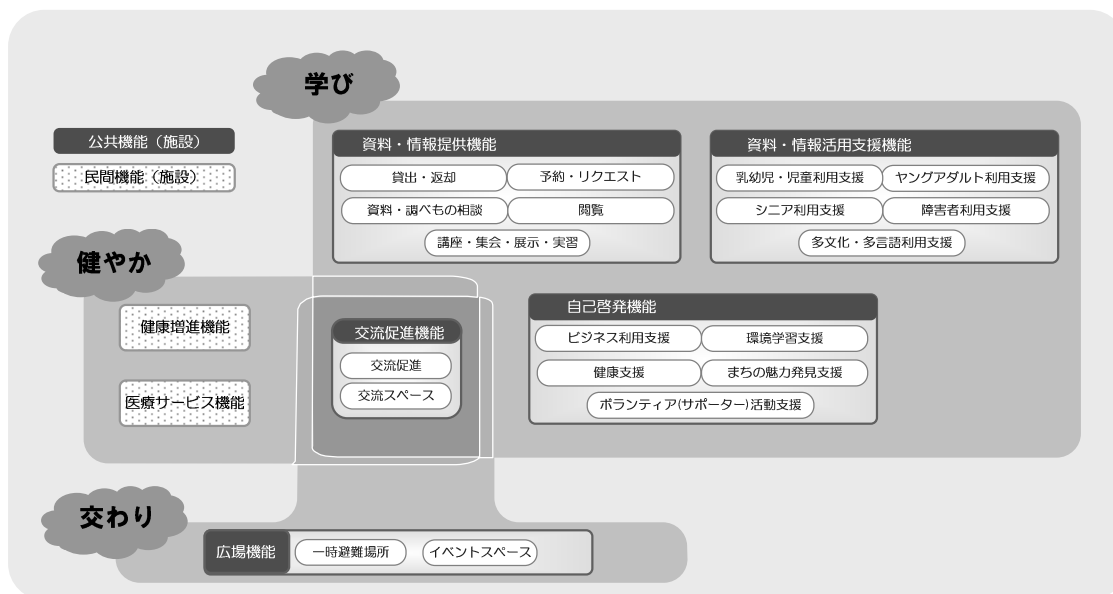
- ・健康と交流で地域力を育む（平成 19 年度：中心市街地拠点整備構想策定懇話会提言）
⇒地域力を育む健康と学びの拠点（平成 19 年度：中心市街地拠点整備基本構想）
～「健康づくり支援施設」、「図書館」を核に民間施設、広場を含む複合施設を整備～
⇒中心市街地拠点整備基本計画（素案）策定（平成 20 年度）
市民をはじめとした関係者から広く意見聴取（平成 20 年度・21 年度）
～市民ニーズの把握と対応～
⇒中心市街地拠点整備基本計画（案）
パブリックコメントの実施による意見聴取
⇒『中心市街地拠点整備基本計画』の決定

拠点施設に対する導入機能の基本的考え方

- **学 び**(資料・情報提供機能、資料・情報活用支援機能、自己啓発機能、交流促進機能)
暮らし、ビジネス、健康、まちの魅力などの情報があふれ、その情報を通じて幅広い世代の市民が学び、心の豊かさを育む。
- **健やか**(健康増進機能、医療サービス機能、交流促進機能)
市民のライフステージに応じた心身の健康づくりについて、様々な主体が連携及び支援し、市民の健康に寄与する。
- **交わり**(広場機能、交流促進機能)
子どもから高齢者までの多世代にわたる市民、観光客、自営業者、会社で働く人など、様々な人々が集いにぎわう。

■ 拠点施設における導入機能

- 「学び」としての図書館、「交わり」としての広場機能、「健やか」としての健康増進機能や医療サービス機能を有し、それら機能の充実・相乗を図るため「交流促進」に取り組めるスペースも導入した公民複合施設として整備します。



■ “ 学 び ”

- 市民の生涯学習や学びに寄与するため、新たな中央図書館機能を整備します。(床面積:約 8,100 m²)
- 現中央図書館が抱えている課題の解決を図るとともに、市民の生涯にわたる学習ニーズに応え、より豊かな地域社会の実現を図ります。
- 集客効果の高い図書館が中心市街地に立地することにより、中心市街地の活性化につながる環境を整えます。
- 拠点施設の整備後には、新図書館が、本市の新たな中央図書館としての役割を担います。
⇒現在の図書館の跡利用については、昭林地区の公民館図書室の機能と併せ、新図書館及び公民館図書室の資料保存機能を持たせます。

■ “ 健 や か ”

- 市民の健康に寄与する機能として、民間施設の誘導を図ります。

・健康増進機能 スポーツクラブ、温浴施設・足湯、福祉関連施設など
 ・医療サービス機能 医科・歯科診療所、クリニックモール、ドラッグストアなど

■ “ 交 わ り ”

- 多様な人々が市内からだけでなく市外からも集うことで、中心市街地における交流とにぎわいを創出する親しみやすい場とします。(広場・公園面積:約 3,900 m²)

求められる主な機能 「自然の空間機能」、「交流・にぎわい促進の機能」、
 「イベント展開の機能」、「災害活動の機能」

■ “学び” “健やか” “交わり” (交流促進機能)

- 中心市街地に立地することから、3つの機能の実現を誘導し、より市民交流が促進される機能として“交流促進機能(多目的スペース)”を導入します。

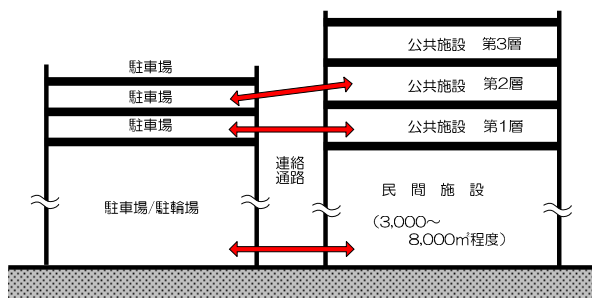
- “交わり”機能の充実を図る場(多目的な利用空間)
- 新図書館が身近に感じられ、利用のきっかけとなる場

想定される利用方法

- ・卓球等の軽スポーツ、産直品販売会
- ・七夕まつり、立食パーティー など

■ 拠点施設の施設計画

- 機能構成やコスト面での優位性、機能相関に留意した場合に考えられる施設配置案(イメージ図)は以下のとおりです。



※ 本拠点施設の整備計画地は、現在、安城南明治第二土地区画整理事業の区域内にあるため、区画整理事業によって区画形状を整える必要があります。それに伴って、施設配置案や各階層による機能配置も変更する可能性があります。

駐車場・駐輪場の整備の方向性

- ・ 公共交通機関の利用促進施策の展開。
- ・ 周辺駐車場・駐輪場の利用促進を展開。
- ・ 財政負担への考慮及び効率的なスペース利用への配慮。

■ 拠点施設整備の事業手法

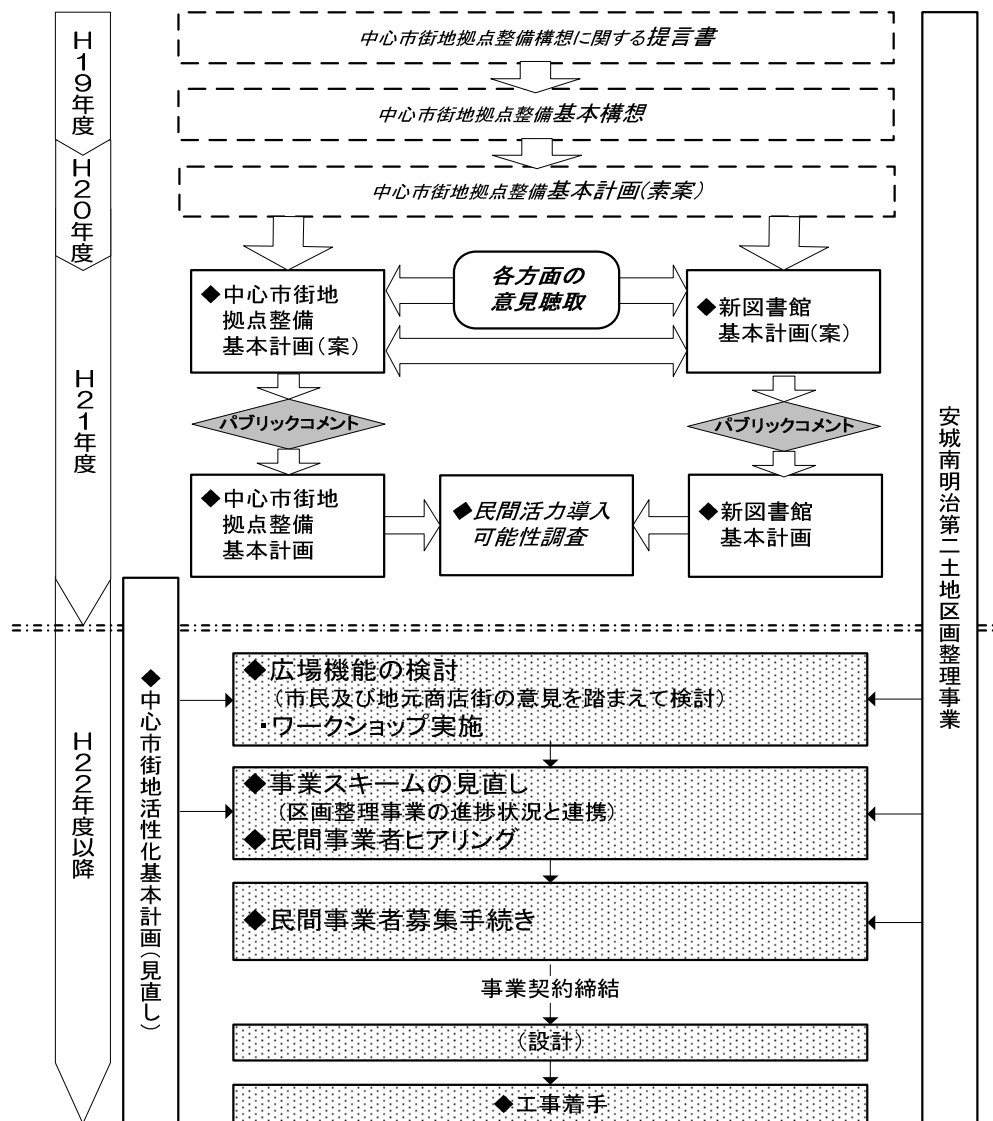
- 拠点施設の事業手法として、「公共サービスのコスト縮減及び質の向上」と「土地の高度利用・有効活用」を基本的な考え方として検討します。
- 想定される整備パターン

公民協働による施設整備 (公共施設中心)	公民協働による施設整備 (民間施設中心)
PFI方式	定期借地権方式

■ 事業実施上の課題

- 安城南明治第二土地区画整理事業との連携
 - ⇒ 拠点施設の敷地形状については、安城南明治第二土地区画整理事業の進捗に伴い、その状況に合わせ柔軟に対応することとします。
- 中心市街地活性化基本計画との整合
 - ⇒ 今後、「中心市街地活性化基本計画」の見直しが予定されていることから、この見直しの中で拠点施設の位置付けや拠点施設の役割をより明確にし、整合を図っていく必要があります。
- 民間事業者を対象としたヒアリング調査の実施
 - ⇒ 拠点施設への民間施設の導入・誘導は積極的に行うこととしていますが、社会情勢の影響を大きく受けることから、今後も継続的に民間事業者ヒアリングを実施していく必要があります。
- 市民及び地元商店街の意見を踏まえた広場機能の検討
 - ⇒ 広場機能については、利用が予定される七夕まつりや各種イベントで主役となる市民や地元商店街による意見を踏まえて検討する必要があります。

本事業の推進にあたっては、上記課題の解決を図りながら、以下作業を予定しています。



問い合わせ先

安城市都市整備部 南明治整備課

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2245 FAX：0566-76-0066

平成22年3月作成